

病後児保育連絡票

主治医殿

当「病後児保育室」は、病気のあとの回復期で、集団保育が難しく、保護者も勤務等の都合で家庭で保育できない場合のお子さん（1歳から小学生）をお預かりしています。

対象になるか否かのご判断のほど、よろしくお願いたします。

なお、「病気の回復期」とは、疾患にかかっているが、感染力がなくなり、病状が安定しており、安静にしていれば回復に向かうという状態でお願いたします。

なお、以下の場合は受け入れできません

- ・発熱時（体温が37.5℃以上ある時）
- ・インフルエンザ、感冒等の急性期（咳や鼻水の風邪症状が激しい時）
- ・嘔吐下痢症などで嘔吐や下痢が激しい時（食事が摂れない時）
- ・病状が不安定な時
- ・流行性角結膜炎
- ・食事が摂れない時

お問い合わせ

高梁市こども未来課：0866-21-2666

高梁市病後児保育室 殿

令和 年 月 日

医療機関

医師名

（自署による署名又は記名押印をしてください）

お子さんの名前	生年月日 平成 年 月 日（ ）歳 令和
---------	----------------------------

① 疾患名：1. 風邪症候群 2. 気管支炎 3. 喘息様気管支炎 4. 扁頭腺炎 5. 喘息 6. 外傷性（骨折・火傷・その他） 7. 中耳炎 8. 感染性胃腸炎 9. インフルエンザ（A型・B型） 10. 水痘 11. 手足口病 12. 伝染性紅班 13. 突発性発疹 14. 百日咳 15. ヘルパンギーナ 16. 流行性耳下腺炎 17. マイコプラズマ肺炎 その他疾患名（ ）
② 入院の必要性 あり・なし
③ インフルエンザの可能性：なし・あり
④ 安静度：隔離（要・無） 他児との静かな遊びは可・他児と室内で普通に遊んでよい
⑤ その他（ ）
⑥ 「病後児保育連絡票」の有効期間 令和 年 月 日まで

どちらかに○をしてください。

1. 以上をふまえて、病後児保育室の利用が妥当であると判断します。
2. 上記の疾患において今後、次の条件つきでの利用を妥当とします。（①疾患名に○）
 - ・発熱が概ね平熱になった日からの利用
 - ・症状が軽減した日からの利用（具体的に： ）
 - ・その他（ ）